

日本工業標準調査会 第20回適合性評価部会 議事録

1. 日時：平成19年4月9日（月） 14：00～16：00

2. 場所：経済産業省別館526会議室

3. 出席者：正田部会長 （財）鉄道総合技術研究所会長
飯塚委員 東京大学大学院 工学系研究科化学システム工学専攻教授
井口委員 （財）日本適合性認定協会専務理事
大隅委員 （財）日本品質保証機構顧問（JACB代表幹事）
小野委員 （独）産業技術総合研究所理事
小泉委員 （財）医療機器センター専務理事
合田委員 （財）日本ガス機器検査協会理事長
近藤委員 （社）日本電機工業会技術部長
鈴木委員 （株）西友ロフトリノベーション品質管理グループ衣料品
住本委員 （独）製品評価技術基盤機構 認定センター技術顧問
瀬田委員 （独）製品評価技術基盤機構 認定センター所長
武田委員 （財）日本情報処理開発協会専務理事
立石委員 （財）日本建築センター理事長
中田委員 （社）日本化学工業協会専務理事 化学標準化センター長
西田委員 （社）日本土木工業協会専務理事
西谷委員 日本検査キューエイ（株）代表取締役社長（ISMS審査登録
機関協議会代表幹事）
原委員 埼玉大学非常勤講師
前原委員 （社）日本鉄鋼連盟標準化センター顧問
矢萩委員 （財）日本船舶技術研究協会専務理事
吉澤委員 帝京大学経済学部環境ビジネス学科教授
若井委員 （財）製品安全協会専務理事

4. 議題

- (1) 工業標準の制定について（審議）
- (2) 日本認定機関協議会の活動について（報告）
- (3) 適合性評価に係る最近の取組について（報告）
- (4) その他

5. 資料

- 1 工業標準の制定に関する説明資料
- 2 日本認定機関協議会の活動状況について
- 3 適合性評価に係る最近の取り組みについて
- 4 JISマークの運用状況
- 5 JISマーク制度の今後のあり方について
（第7回JISマーク制度専門委員会報告）
- 6 管理システム規格と認証制度に関する新たな検討課題について
（第14回管理システム規格専門委員会報告）
- 7 相互承認協定を巡る動向

- 8 CCCマーク制度について
- 9 ISO/CASCO、IEC/CABの動向

6. 議事概要

(1) 議題1. 工業標準の制定について（審議）

○工業標準の制定

JIS Q17021 適合性評価—マネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する一般要求事項

事務局より資料1に基づき説明し、以下の質疑応答の後、本案を日本工業規格として制定することが了承された。

（武田委員）

この規格は、公平性等について詳しく書き込まれている。この規格が、製品認証機関や試験所など他の適合性評価の規格やガイドへの波及について見通しはあるか。

（事務局）

ISO/CASCOの内部文書として、公平性の共通要素を規定したものがあり、今後、CASCOで作成される規格やガイドについては、統一的な表現になっていくだろうし、他の規格やガイドについてもISO/IEC17021を基礎とすることになると思われる。

（武田委員）

そうであれば、17021の公平性に関する記述が適用されることの現実の影響をよく評価することが必要と思う。一般的にCASCO文書全体において技術的な要求よりも公平性などが強調される傾向があるが、審査の方法や技術的なコンピテンスの確保策などを重視するべきと思う。例えば、17021では公平性の観点からコンサルタントを如何なる種類であってもアプリオリに否定しているが、認証業務と直結しない種類のものなどでは、コンサルタントをやっていることが必ず公平性を損なうわけではないとも考えられる。むしろ審査の仕方とかを重視するべきという印象がある。

（事務局）

指摘のとおり、公平性に重点を置きすぎると、審査員の能力確保が難しくなる問題があり、JISCしてもその旨危機感をもちつつ、ガイド65の改訂等のISO/CASCOへの対応をしていきたい。

（合田委員）

ISO/IEC17021のパート2はいつごろ作成されるのか、またパート1への影響はどのように考えているか。

（住本委員）

1～1.5年かかると思われる。また、現在のISO/IEC17021では、審査員の力量については、必要なルールを認証機関が決めなさいとなっている。

（原委員）

信頼性確保の観点から初回審査よりもサーベイランスをしっかりとみるべき。サーベイランス活動を監視する要員として、9.3.3 b)に「認証機関の力量をもつ要員」が規定されているが、どのような要員を指すのか。

（事務局）

力量をどのように捉えるかは、この規格ではなく、MSS審査と審査員資格に関する規格であるISO/IEC19011に規定されている。一方で、19011だけでは不十分であり、17021のパート2を作る計画になっている。もう少し個々の分野ごと

に、要員の認証の評価がされることになるのかと思われる。パート2の規定に基づき、認証機関の力量を評価・説明する必要があるのではないか。

(原委員)

この規格で問題意識は押さえられていると思われるが、一般的には初回審査が重くて、取得後のサーベイランスが軽いとの認識。サーベイランスをしっかりとやらないと認証の信頼性が損なわれるのではないか。

(2) 議題2. 日本認定機関協議会の活動について (報告)

事務局より日本認定機関協議会設立の背景が説明された後、資料2に基づき協議会事務局である瀬田委員から平成18年度の活動について報告された。主なやりとりは以下のとおり。

(小野委員)

認定機関が集まり国際的に日本の意志を表明できるのはよいこと。外国の状況はどうなっているのか

(瀬田委員)

認定機関が乱立しているのはアメリカであるが、基本的にはサービス業として扱われており、政府代行業ではない。また、ドイツはDARという認定機関の集まりが既に10年以上の経験があり、これを手本にしている。DARはILACやIAFのドイツ代表として活動したり、法的にも認定機関の整備を行ったりしている。

(4) 議題3. 適合性評価に係る最近の取組について (報告)

事務局より資料3から資料9に基づき、当省で実施している適合性評価に係る最近の取組みについて説明の後、JIS制度(JISマークの運用状況、今後のあり方について)、管理システム規格と認証制度に関する新たな検討課題及び国際的な取組み(相互承認協定、CCCマーク制度並びにISO/CASCO及びIEC/CAB)について報告された。主なやりとりは以下のとおり。

○JIS制度について

(井口委員)

JISマーク表示制度において、民間における任意の認証制度であるISO9001のIAF/MLAを活用しているが、試験所のILAC/MRAについては必ずしも活用されていないので、今後活用を検討して頂きたい。

(西田委員)

プレキャストコンクリート製品のJISマークの活用について、国土交通省のどの部署と連絡をとっているのか。

(事務局)

国土交通省本省では技術調査課や官庁営繕部。実際には地方整備局や地方公共団体が発注側となるが、JIS規格を引用して仕様書を作成している本省と連携をとって詰めていきたい。

(西谷委員)

海外の登録認証機関を広げると言った施策があるのか

(事務局)

こちらから積極的な活動はしていないが、海外のCABにも門戸を開いている。

(西谷委員)

今後のあり方のところで、工業会の認証もどきマークの動きについてはどう考えていくのか。

(事務局)

最近、認定機関のない形でいろいろなマークがあるのは承知。我々は、国際ルールの普及につとめていきたいところ。その中でJ I Sマークは知られているものであり上手に活用してもらえないか考えていくことになる。

(若井委員)

昔は製品安全協会で行っているS Gマークの消費者間での認知度は高かった。しかし、その認知度は経年的に落ちて来ている。J I Sマークは何を表しているかという認知度は果たして今でも高いのか、忘れられているのではないか。B2B と B2C は違い、消費者相手にはメリットの説得は難しい。消費者対応 JIS マークの調査ということならば、是非、調査検討グループの中にS Gマークを運用している製品安全協会を入れていただきたい。

(合田委員)

委員会の意見の中に、輸出振興とあるが、特定の品目について、具体的なニーズがあるのか。

(事務局)

何らかの形で日本の品質がマークで示せないかということ

(小野委員)

J I S規格を作るときに、国際的に発信する際、認証はこれをバックアップすることができる。とよい。

○管理システム規格の認証制度について

(飯塚委員)

この制度は国内の仕組みと国際的な流れとを分断できないもの。引き続き調査を行うことになるが、この制度が転機に来ているのは間違いないところ。